

入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、浜松市が発注する工事又は製造（以下「建設工事」という。）の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理（以下「建設工事関連業務」という。）の委託、物品の購入、製造、修繕若しくは売払い（以下「物品購入」という。）又は業務委託（建設工事関連業務を除く。以下同じ。）、賃貸借（土地又は建物の賃貸借を除く。）若しくは役務の提供（以下「業務委託・賃貸借」という。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（見積合せ）（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格並びに当該資格審査の時期及び方法等について次のように定めたので、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示し、平成20年10月1日から施行する。なお、平成元年浜松市告示第9号（入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示）は、廃止する。

平成20年10月1日

浜松市長 鈴木 康友

当初告示	平成20年10月1日（浜松市告示第390号）
一部改正告示	平成21年6月1日（浜松市告示第308号）
一部改正告示	平成22年9月1日（浜松市告示第493号）
一部改正告示	平成23年4月1日（浜松市告示第254号）
一部改正告示	平成24年8月31日（浜松市告示第491号）
一部改正告示	平成26年9月1日（浜松市告示第562号）
一部改正告示	平成28年9月1日（浜松市告示第558号）
一部改正告示	平成30年9月5日（浜松市告示第631号）
一部改正告示	令和2年9月4日（浜松市告示第594号）
一部改正告示	令和3年11月1日（浜松市告示第781号）

第1 建設工事の請負契約に係る競争入札等参加者に必要な資格

1 入札参加資格の認定区分

一般建設業者及び事業協同組合の建設工事の請負契約に係る競争入札等に参加することができる資格（以下第1において「入札参加資格」という。）は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に定める建設工事の種類ごとに認定する。

2 入札参加資格

(1) 入札参加資格を有する者は、当該資格審査の時期の属する月の1日（以下「基準日」という。）現在において次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 競争入札等に参加しようとする建設工事に係る建設業について法第3条の許可を受けており、その工事について法第27条の23第1項の規定による審査を受けていること。

イ 基準日直前の事業年度まで引き続き1年以上建設業を営んでいること。
ウ 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

エ 事業協同組合については、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された組合であり、官公需適格組合証明を受けていること。

オ 納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること（入札参加資格の審査を受けようとする者の同意に基づき浜松市財務部調達課（以下「調達課」という。）が浜松市税の納付又は納税状況を照会した結果、納期限が到来している浜松市税に未納があることが判明した場合において、調達課が指定する期日までに当該未納を解消した者を含む）。

カ 第1の4に掲げる書類について、市長が必要と認める書類を提出できること。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、入札参加資格を有する者とする。

3 審査の時期

(1) 定期審査

入札参加資格の審査は、2年に1回とし、西暦偶数年11月に定期審査を行う。

(2) 追加審査

前号に定めるほか、定期審査年の翌年3月、8月、翌々年2月及び6月に追加審査を行う。

(3) 随時審査

前2号に定めるほか、市長が必要と認める場合は、別に定める時期に審査を行うことができる。

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日（同日が、浜松市の休日を定める条例（平成元年12月20日浜松市条例第76号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌開庁日。以下同じ。）から11月30日（同日が、休日に当たるときはその前開庁日。以下同じ。）までの間に、インターネットを使用して申請（以下「電子申請」という。）し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第23号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間

に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」
- (3) 入札参加資格更新申請書補助シート
- (4) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」
- (5) 業者情報入力票
- (6) 工事経歴書
- (7) 経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書
- (8) 技術者一覧
- (9) 上水道管布設調書（該当者のみ）
- (10) ISO取得認証を証明する書類（取得している場合のみ）
- (11) 障害者雇用状況報告書（該当者のみ）
- (12) 営業所一覧（建設業許可の業種を確認できるもの）
- (13) 災害協定の写し（該当者のみ）
- (14) 人的関係に関する申告書
- (15) 商業登記事項証明書
- (16) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- (17) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- (18) 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し
- (19) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入を証明する書類（該当者のみ）
- (20) 社会保険等に関する報告書（該当者のみ）
- (21) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）
- (22) 協力雇用主登録証明書の写し
- (23) その他必要と認める書類

5 資格の認定基準

入札参加資格は、申請書等の提出の有無、申請内容の確認その他必要な審査を経て認定するものとする。

6 格付

入札参加資格の認定を受けた者については、工事の種類ごとの金額に応じ別に定める基準により、土木一式工事及び建築一式工事にあつては4等級に、電気工事及び管工事にあつては3等級に、その他の工事にあつては必要な等級に区分し、格付する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の3月31日までとする。

8 変更届

入札参加資格の認定を受けた者は、営業を廃止し、又は休止したとき及び次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出な

ればならない。

- (1) 商号、名称及び経営組織
- (2) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所長等の氏名
- (3) 法人にあつては、資本金額及び代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 許可を受けた建設業に係る建設工種の種類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

9 資格の承継

入札参加資格は、相続、事業譲渡、合併、分割又はそれらに準ずると市長が認める手段により、その入札参加資格に係る事業が承継されたときは、その承継を受けた者が第1の2第1号（イを除く。）に掲げる要件を欠く場合を除き、承継できるものとする。

10 資格の取消し

入札参加資格は、次の各号に該当すると認められるときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者
- (2) 第1の2に掲げる要件のいずれかを欠いた者
- (3) 第1の4に規定する入札参加資格の申請において虚偽の申請により認定を受けた者

第2 建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札等参加者に必要な資格

1 業種区分

建設工事関連業務の委託契約に係る競争入札等に参加することができる資格（以下第2において「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる業種ごとに認定する。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

2 入札参加資格

- (1) 入札参加資格を有する者は、基準日現在において次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 基準日直前の事業年度まで引き続き1年以上業務を営んでいること。

イ 営業に関して法律上登録等を受けていることが必要とされる建設工事関連業務については、当該登録を受けていること。

ウ 納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること（入札参加資格の審査を受けようとする者の同意に基づき浜松市財務部調達課（以下「調達課」という。）が浜松市税の納付又は納税状況を照会した結果、納期限が到来している浜

松市税に未納があることが判明した場合において、調達課が指定する期日までに当該未納を解消した者を含む)。

- エ 第2の4に掲げる書類について、市長が必要と認める書類を提出できること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、入札参加資格を有する者とする。

3 審査の時期

(1) 定期審査

入札参加資格の審査は、2年に1回とし、西暦偶数年11月に定期審査を行う。

(2) 追加審査

前号に定めるほか、定期審査年の翌年3月、8月、翌々年2月及び6月に追加審査を行う。

(3) 随時審査

前2号に定めるほか、市長が必要と認める場合は、別に定める時期に審査を行うことができる。

4 申請書等の提出

- (1) 入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次に掲げる書類のうち、アに掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該アに掲げる書類及びイからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、エからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、エからツまでの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

ア 入札参加資格審査申請書

イ 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」

ウ 入札参加資格更新申請書補助シート

エ 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」

オ 業者情報入力票

カ 技術者一覧

キ 登録証明書

ク 測量等実績調書

ケ 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書

コ 人的関係に関する申告書

サ 商業登記事項証明書

シ 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書

ス 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

セ 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し

- ソ 代表者身元証明書
 - タ 登記されていないことの証明書
 - チ 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）
 - ツ その他必要と認める書類
- (2) 申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれに定める書類をもって前号カ、ク及びケに掲げる書類に代えることができる。
- ア 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）により登録を受けている者）
建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
 - イ 地質調査業登録業者（地質調査業登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録を受けている者）
地質調査業登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
 - ウ 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）により登録を受けている者）
補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

5 資格の認定基準

入札参加資格は、申請書等の提出の有無、申請内容の確認その他必要な審査を経て認定するものとする。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の3月31日までとする。

7 変更届

入札参加資格の認定を受けた者は、営業を廃止し、又は休止したとき及び次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 商号、名称及び経営組織
- (2) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所長等の氏名
- (3) 法人にあっては、資本金額及び代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 営業に関して法律上必要とされる登録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

8 資格の承継

入札参加資格は、相続、事業譲渡、合併、分割又はそれらに準ずると市長が認める手段により、その入札参加資格に係る事業が承継されたときは、その承継を受けた者が第2の2第1号（アを除く。）に掲げる要件を欠く場合を除き、承継できるものとする。

9 資格の取消し

入札参加資格は、次の各号に該当すると認められるときは、その認定を取り消すも

のとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者
- (2) 第2の2に掲げる要件のいずれかを欠いた者
- (3) 第2の4に規定する入札参加資格の申請において虚偽の申請により認定を受けた者

第3 共同企業体の競争入札等に参加することができる資格

競争入札等に参加しようとする共同企業体は、申請書等を提出するものとし、その方法、時期その他必要な事項は、別に定める。

第4 物品購入に係る競争入札等参加者に必要な資格

1 入札参加資格の認定区分

物品購入の契約に係る競争入札等に参加することができる資格（以下第4において「入札参加資格」という。）は、別に定める業種分類表の業種ごとに認定する。

2 入札参加資格

- (1) 入札参加資格を有する者は、基準日現在において次に掲げる要件を備えた者とする。

ア 基準日直前の事業年度まで引き続き1年以上業務を営んでいること。

イ 営業に関して法律上登録等を受けていることが必要とされる業務については、当該登録を受けていること。

ウ 納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること（入札参加資格の審査を受けようとする者の同意に基づき浜松市財務部調達課（以下「調達課」という。）が浜松市税の納付又は納税状況を照会した結果、納期限が到来している浜松市税に未納があることが判明した場合において、調達課が指定する期日までに当該未納を解消した者を含む）。

エ 第4の4に掲げる書類について、市長が必要と認める書類の提出ができること。

- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、入札参加資格を有する者とする。

3 審査の時期

(1) 定期審査

入札参加資格の審査は、2年に1回とし、西暦偶数年11月に定期審査を行う。

(2) 追加審査

前号に定めるほか、定期審査年の翌年3月、8月、翌々年2月及び6月に追加審査を行う。

(3) 随時審査

前2号に定めるほか、市長が必要と認める場合は、別に定める時期に審査を行うことができる。

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」
- (3) 入札参加資格更新申請書補助シート
- (4) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」
- (5) 業者情報入力票
- (6) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 人的関係に関する申告書
- (8) 商業登記事項証明書
- (9) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- (10) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (11) 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し
- (12) 代表者身元証明書
- (13) 登記されていないことの証明書
- (14) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）
- (15) その他必要と認める書類

5 資格の認定基準

入札参加資格は、申請書等の提出の有無、申請内容の確認その他必要な審査を経て認定するものとする。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の3月31日までとする。

7 変更届

入札参加資格の認定を受けた者は、営業を廃止し、又は休止したとき及び次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出なければならない。

- (1) 商号、名称及び経営組織
- (2) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所長等の氏名
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑

- (5) 営業に関して法律上必要とされる登録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

8 資格の承継

入札参加資格は、相続、事業譲渡、合併、分割又はそれらに準ずると市長が認める手段により、その入札参加資格に係る事業が承継されたときは、その承継を受けた者が、第4の2第1号（アを除く。）に掲げる要件を欠く場合を除き、承継できるものとする。

9 資格の取消し

入札参加資格は、次の各号に該当すると認められるときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者
- (2) 第4の2に掲げる要件を欠いた者
- (3) 第4の4に規定する入札参加資格の申請において虚偽の申請により認定を受けた者

第5 業務委託・賃貸借に係る競争入札等参加者に必要な資格

1 入札参加資格の認定区分

業務委託・賃貸借の契約に係る競争入札等に参加することができる資格（以下第5において「入札参加資格」という。）は、別に定める業種分類表の業種ごとに認定する。

2 入札参加資格

- (1) 入札参加資格を有する者は、基準日現在において次に掲げる要件を備えた者とする。
 - ア 基準日直前の事業年度まで引き続き1年以上業務を営んでいること。
 - イ 営業に関して法律上登録等を受けていることが必要とされる業務については、当該登録を受けていること。
 - ウ 納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること（入札参加資格の審査を受けようとする者の同意に基づき浜松市財務部調達課（以下「調達課」という。）が浜松市税の納付又は納税状況を照会した結果、納期限が到来している浜松市税に未納があることが判明した場合において、調達課が指定する期日までに当該未納を解消した者を含む）。
 - エ 第5の4に掲げる書類について、市長が必要と認める書類の提出ができること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、入札参加資格を有する者とする。

3 審査の時期

(1) 定期審査

入札参加資格の審査は、2年に1回とし、西暦偶数年11月に定期審査を行う。

(2) 追加審査

前号に定めるほか、定期審査年の翌年3月、8月、翌々年2月及び6月に追加審査

を行う。

(3) 随時審査

前2号に定めるほか、市長が必要と認める場合は、別に定める時期に審査を行うことができる。

4 申請書等の提出

入札参加資格の審査を受けようとする者は、定期審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第1号に掲げる書類は11月1日から11月30日までの間に電子申請し、電子申請した当該第1号に掲げる書類及び第2号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を11月30日までに提出しなければならない。ただし、電子申請の方法によらない場合は、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。追加審査及び随時審査においては次の各号に掲げる書類のうち、第4号から第15号までの書類について、市長が必要と認める書類を市長が定める期間に提出しなければならない。当該提出が郵送によるときは、消印の日を提出した日とみなす。

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 入札参加資格更新申請書「使用印鑑届」
- (3) 入札参加資格更新申請書補助シート
- (4) 入札参加資格審査申請書「使用印鑑届」
- (5) 業者情報入力票
- (6) 基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 人的関係に関する申告書
- (8) 商業登記事項証明書
- (9) 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- (10) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- (11) 市・県民税の特別徴収義務者の指定書の写し
- (12) 代表者身元証明書
- (13) 登記されていないことの証明書
- (14) 法人番号を確認できる書類の写し（法人番号を有する者のみ）
- (15) その他必要と認める書類

5 資格の認定基準

入札参加資格は、申請書等の提出の有無、申請内容の確認その他必要な審査を経て認定するものとする。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日からその翌々年の3月31日までとする。

7 変更届

入札参加資格の認定を受けた者は、営業を廃止し、又は休止したとき及び次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を書面で市長に届け出な

ればならない。

- (1) 商号、名称及び経営組織
- (2) 営業所等の名称、所在地、電話番号及び営業所長等の氏名
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 営業に関して法律上必要とされる登録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

8 資格の承継

入札参加資格は、相続、事業譲渡、合併、分割又はそれらに準ずると市長が認める手段により、その入札参加資格に係る事業が承継されたときは、その承継を受けた者が、第5の2第1号（アを除く。）に掲げる要件を欠く場合を除き、承継できるものとする。

9 資格の取消し

入札参加資格は、次の各号に該当すると認められるときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に掲げる者
- (2) 第5の2に掲げる要件を欠いた者
- (3) 第5の4に規定する入札参加資格の申請において虚偽の申請により認定を受けた者

第6 入札参加資格の要件の基準日等の特例

- 1 入札参加資格を有する者の拡充を図るため市長が特に必要があると認める場合は、第1の2に規定する基準日について別の日を定めることができる。

第7 その他の特例

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者に必要な資格及びその入札参加資格審査の方法等について、第1から第5までの規定により難しい場合にあっては、別に定めることができる。
- 2 前項の規定により、入札参加資格の審査を受けようとする者に必要な資格及びその入札参加資格審査の方法等を定めたときは、これを浜松市公式ホームページにて公表する。